

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年12月26日
【発行者の名称】	株式会社揚工舎 (Youkosh Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 進
【本店の所在の場所】	東京都板橋区板橋一丁目10番14号
【電話番号】	(03)5944-2680 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 深田 和彦
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社揚工舎 http://rehabili-youko.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/
【投資者に対する注意事項】	
1	TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2	発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3	TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-

Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第20期中	第21期中	第22期中	第20期	第21期
会計期間	自 2022年4月1日 至 2022年9月30日	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高 (千円)	1,304,564	1,355,299	1,535,501	2,605,736	2,844,850
経常利益 (千円)	48,021	77,345	72,970	154,601	161,427
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 (千円)	30,441	68,166	49,555	103,895	46,722
中間包括利益又は包括利益 (千円)	31,126	68,604	50,035	105,015	47,597
純資産額 (千円)	467,973	610,466	639,495	541,862	589,460
総資産額 (千円)	1,531,743	1,879,652	1,885,307	1,604,374	2,002,990
1株当たり純資産額 (円)	668.53	872.10	913.56	774.09	842.09
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	43.49	97.38	70.79	148.42	66.75
潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.6	32.5	33.9	33.8	29.4
自己資本利益率 (%)	6.7	11.8	8.1	21.2	8.3
株価収益率 (倍)	14.7	6.6	9.0	4.3	9.6
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,182	60,825	69,684	137,860	180,397
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 19,759	△ 3,169	△ 5,526	△ 22,276	△ 51,855
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△ 97,302	△ 44,925	△ 123,531	△ 141,544	△ 3,568
現金及び現金同等物の中間期末 （期末）残高 (千円)	285,510	372,160	425,030	359,429	484,404
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） (人)	136 (146)	146 (164)	143 (177)	138 (141)	180 (148)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
デイサービス事業	33 [58]
有料老人ホーム事業	84 [93]
在宅サービス事業	16 [24]
教育・紹介派遣事業	2 [2]
全 社 (共 通)	8 [0]
合 計	143 [177]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2024年9月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
72 [87]	49.9	5.3	3,386

セグメントの名称	従業員数(人)
デイサービス事業	29 [48]
有料老人ホーム事業	29 [33]
在宅サービス事業	4 [4]
教育・紹介派遣事業	2 [2]
全 社 (共 通)	8 [0]
合 計	72 [87]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間会計期間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、インバウンド需要の回復や雇用・所得環境の改善等の要因から経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、中東やウクライナにおける紛争の長期化、世界的なエネルギー価格や原材料価格の高騰の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状態が続いております。

介護サービス業界におきましては、高齢化社会の進展に伴って介護サービスの利用者が増加し、併せて介護給付費も年々増加する傾向にあります。介護サービスの利用が増える一方で、少子化社会の進展により労働者人口は減少し、とりわけ介護サービス従事者は慢性的な人手不足状態にあります。社会保障の財源が限られる中で、政府は財源の調整や介護従事者を確保するための促進事業・処遇改善加算の見直しなど、様々な施策を毎年打ち出しております。介護サービスを提供する事業者としましては、サービス内容の充実、質の向上をはかるとともに、コストを適正に管理する経営努力が求められております。

このような状況の下、当社グループにおきましては前事業年度に3件のM&Aを実行いたしました。2023年5月に住宅型有料老人ホーム、訪問介護事業、デイサービス事業及びサービス付き高齢者向け住宅を営む有限会社トータルケア陽だまりを株式取得にて「株式会社ヨウコーフォレスト相模沼田」として完全子会社として、施設・事業所の名称を新たに「ヨウコーフォレスト相模沼田 WEST」（住宅型有料老人ホーム）、「ヨウコーフォレスト相模沼田 WEST 訪問介護」（訪問介護事業）、「デイサービスヨウコー相模沼田 WEST」（デイサービス事業）、「ヨウコーフォレスト相模沼田 EAST」（サービス付き高齢者向け住宅）として運営を開始し、さらに、2023年7月には、当社子会社である株式会社ヨウコーフォレスト西台が、東京都北区の株式会社ケアネット・トキからサービス付き高齢者向け住宅及び訪問介護の事業を譲り受け、同施設を「ヨウコーフォレスト北赤羽」（サービス付き高齢者向け住宅・訪問介護）と名称変更して新たな運営を開始しました。

また、2023年11月に当社はヒューマンライフケア株式会社より埼玉県川口市で運営する有料老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護の施設を譲り受け、同施設を「ヨウコーキャッスル鳩ヶ谷」（有料老人ホーム）、「ヨウコーキャッスル鳩ヶ谷ヴィラ」（小規模多機能型居宅介護）と名称変更して新たな運営を開始しております。

これにより、当社グループの有料老人ホームは14施設、デイサービスを提供する事業所は12か所、小規模多機能型居宅介護の事業所が1か所となりました。

当中間連結会計期間におきましては、新しく加わった事業所が業績を押し上げると同時に経済環境の正常化に伴う営業活動がご利用者様、ご入居者様の新規獲得につながり、業績は回復傾向にありました。

なお、前連結会計年度に引き続き、物価高騰対策に係る各自治体の助成金収入を営業外収益に計上したものの、これは前年同期を下回りました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は1,535,501千円（前年同期比13.3%増）となり、営業利益は68,842千円（同21.2%増）、経常利益は72,970千円（同5.7%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は49,555千円（同27.3%減）となりました。

当中間連結会計期間におけるセグメント別の状況は、次のとおりであります。

① デイサービス事業

当セグメントにおきましては、新型コロナウイルス感染症の分類が変わり経済活動の制限がほぼ解消され、景気は緩やかに持ち直す中、感染対策に依然注意を払いつつ提供サービスの質の向上ならびにご利用者様の新規獲得に鋭意努め、デイサービス事業の業績は堅調に推移しました。

また、前連結会計年度にM&Aにより開設したデイサービスヨウコー相模沼田 WEST とヨウコーキャッスル鳩ヶ谷ヴィラの実績が当セグメントに加わっております。

以上の結果、売上高は357,224千円（前年同期比19.3%増）、セグメント利益は82,277千円（同40.1%増）となりました。

② 有料老人ホーム事業

当セグメントにおきましては、新型コロナウイルス感染拡大期には、新規ご入居者様に対する施設内見学などの営業活動に大きな支障をきたしましたが、規制の緩和に伴い、積極的な顧客獲得活動が再開できたこ

とに伴い、業績は堅調に推移しました。しかし、売上が増加していることに対して、利益が減少しているのは、前連結会計年度にM&Aによって開設した有料老人ホームの収支構造がまだ不安定であり、これが利益を押し下げているからであります。

以上の結果、売上高は908,580千円（同16.9%増）、セグメント利益は38,119千円（同20.6%減）となりました。

③ 在宅サービス事業

当セグメントにおきましては、新型コロナウイルス感染拡大期には、ご利用者様宅を訪問する本サービスの性質上、感染を懸念してご利用を手控える傾向も窺えましたが、規制の緩和に伴い、利用状況は徐々に回復傾向にあります。

以上の結果、売上高は167,484千円（同1.7%増）、セグメント利益は53,550千円（同1.0%増）となりました。

④ 教育・紹介派遣事業

当セグメントにおきましては、新型コロナウイルス感染拡大以降、その影響による失職者が新たな働き口を見つける為に介護分野の資格取得を目指す動きが見られましたが、感染拡大がピークアウトとなり、他業種の雇用状況も安定を取り戻しつつある中、ヨウコーケアカレッジの受講生減少から教育事業の売上高は低調に推移しました。一方、派遣事業につきましては、一時期、新型コロナウイルスのワクチン接種や感染に係る相談の受付を行う看護師の単発派遣の需要が急激な増加を見せましたが、こちらも感染拡大のピークアウトとともに需要は激減し、業績は低調に推移しました。

しかし、経営効率化を目的として、本年4月1日付けで当該セグメントの連結子会社である株式会社ヨウコーほっとスタッフを株式会社揚工舎に吸収合併したことによりコストの効率化が図られ、売上高の減少に対して、利益は増加することとなりました。

以上の結果、売上高（外部顧客への売上高）は102,211千円（同10.3%減）、セグメント利益は10,816千円（同42.0%増）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて59,373千円減少し、425,030千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な増減要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、69,684千円の収入（前年同期は60,825千円の収入）となりました。増加要因の主なものは、税金等調整前中間純利益72,970千円、減価償却費23,320千円、のれん償却額17,128千円などです。また、減少要因の主なものは、法人税等の支払額13,551千円、利息の支払額10,522千円、その他の減少額△21,951千円などです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、5,526千円の支出（前年同期は3,169千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出5,526千円などによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、123,531千円の支出（前年同期は44,925千円の支出）となりました。これは、長期借入金の返済による支出119,998千円などによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	前年同期比(%)
デイサービス事業 (千円)	15,228	120.8
有料老人ホーム事業 (千円)	118,680	117.3
在宅サービス事業 (千円)	29,266	106.9
教育・紹介派遣事業 (千円)	797	179.5
合計 (千円)	163,972	115.8

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	前年同期比(%)
デイサービス事業 (千円)	357,224	119.3
有料老人ホーム事業 (千円)	908,580	116.9
在宅サービス事業 (千円)	167,484	101.7
教育・紹介派遣事業 (千円)	102,211	89.7
合計 (千円)	1,535,501	113.3

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
東京都国民健康保険 団体連合会	569,979	42.1	598,065	39.0
神奈川県国民健康保険 団体連合会	144,993	10.7	156,382	10.2

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年6月28日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、新型コロナウイルスの感染状況が収束しない場合、主に当社グループで営むデイサービス事業、有料老人ホーム事業、在宅サービス事業の業績に一定の影響を与える可能性があります。

また、当社株式に係る㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market での上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

J-Adviser との契約について

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社は、2017年11月30日にフィリップ証券㈱との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でない乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次のa又はbに該当する場合
a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑩ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑪ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めた場合。
- ⑫ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヵ月とする。)を定めて、その違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は 968,632 千円となり、前連結会計年度末と比較し 77,622 千円の減少となりました。これは主に、現金及び預金が 59,373 千円減少したことによるものであります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は 916,674 千円となり、前連結会計年度末と比較して 40,060 千円の減少となりました。これは主に、のれんが 17,128 千円、建物及び構築物が 10,589 千円減少したことによるものであります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は 421,187 千円となり、前連結会計年度末と比較して 38,285 千円の減少となりました。これは主に、未払費用が 32,647 千円、契約負債が 7,297 千円減少したことによるものであります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は 824,625 千円となり、前連結会計年度末と比較して 129,432 千円の減少となりました。これは主に、長期借入金 が 114,502 千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は 639,495 千円となり、前連結会計年度末と比較して 50,035 千円の増加となりました。これは主に、当中間連結会計期間における親会社株主に帰属する中間純利益 49,555 千円を計上したことによる利益剰余金の増加によるものであります。

（3）経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

（4）キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備の重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2024年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	900,000	700,000	700,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,600,000	900,000	700,000	700,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	—	700,000	—	42,500	—	12,500

(6)【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
伊藤 進	東京都港区	639,000	91.29
塚本 登志江	東京都豊島区	61,000	8.71
計	—	700,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 700,000	7,000	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	700,000	—	—
総株主の議決権	—	7,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2024年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

（注）1．最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものです。

2．2024年4月から9月については売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報提出後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	484, 404	425, 030
売掛金	499, 041	504, 753
商品	2, 500	2, 548
その他	60, 449	36, 300
貸倒引当金	△141	-
流動資産合計	1, 046, 255	968, 632
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※2 345, 149	※2 334, 560
土地	※2 201, 186	※2 201, 186
リース資産(純額)	116, 758	111, 988
その他(純額)	36, 630	33, 362
有形固定資産合計	※1 699, 724	※1 681, 097
無形固定資産		
のれん	100, 263	83, 134
その他	13, 564	11, 844
無形固定資産合計	113, 827	94, 978
投資その他の資産		
繰延税金資産	26, 479	26, 225
その他	116, 703	114, 373
投資その他の資産合計	143, 182	140, 598
固定資産合計	956, 734	916, 674
資産合計	2, 002, 990	1, 885, 307

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	33,660	32,326
1年内返済予定の長期借入金	※2 92,628	※2 87,132
リース債務	7,217	7,397
未払法人税等	13,624	23,486
契約負債	79,437	72,140
未払費用	119,939	87,292
その他	112,965	111,411
流動負債合計	459,472	421,187
固定負債		
長期借入金	※2 622,085	※2 507,583
リース債務	136,555	132,842
資産除去債務	28,139	28,197
長期前受収益	58,759	56,204
その他	108,517	99,796
固定負債合計	954,057	824,625
負債合計	1,413,530	1,245,812
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,500	42,500
資本剰余金	12,500	12,500
利益剰余金	535,455	585,011
株主資本合計	590,455	640,011
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	△995	△515
その他の包括利益累計額合計	△995	△515
純資産合計	589,460	639,495
負債純資産合計	2,002,990	1,885,307

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
売上高	※1 1,355,299	※1 1,535,501
売上原価	1,136,594	1,310,745
売上総利益	218,705	224,755
販売費及び一般管理費	※2 161,898	※2 155,912
営業利益	56,806	68,842
営業外収益		
受取利息	101	109
受取配当金	0	—
受取賃貸収入	4,506	4,506
助成金収入	26,490	6,743
雑収入	855	4,730
貸倒引当金戻入額	193	141
営業外収益合計	32,146	16,230
営業外費用		
支払利息	9,930	10,420
その他	1,677	1,682
営業外費用合計	11,607	12,103
経常利益	77,345	72,970
特別利益		
負ののれん発生益	1,996	—
特別利益合計	1,996	—
税金等調整前中間純利益	79,341	72,970
法人税等	11,175	23,414
中間純利益	68,166	49,555
親会社株主に帰属する中間純利益	68,166	49,555

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	68,166	49,555
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	437	479
その他の包括利益合計	437	479
中間包括利益	68,604	50,035
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	68,604	50,035

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	42,500	12,500	488,732	543,732
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			68,166	68,166
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	68,166	68,166
当中間期末残高	42,500	12,500	556,898	611,898

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△1,869	△1,869	541,862
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			68,166
株主資本以外の項目の当中間変動額（純額）	437	437	437
当中間期変動額合計	437	437	68,604
当中間期末残高	△1,431	△1,431	610,466

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	42,500	12,500	535,455	590,455
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			49,555	49,555
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	49,555	49,555
当中間期末残高	42,500	12,500	585,011	640,011

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△995	△995	589,460
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する中間純利益			49,555
株主資本以外の項目の当中間変動額（純額）	479	479	479
当中間期変動額合計	479	479	50,035
当中間期末残高	△515	△515	639,495

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	79,341	72,970
減価償却費	21,119	23,320
のれん償却額	12,819	17,128
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△60	△141
受取利息及び受取配当金	△101	△109
支払利息	9,930	10,420
負ののれん発生益	△1,996	—
助成金収入	△26,490	△6,743
売上債権の増減額(△は増加)	△27,700	△5,711
棚卸資産の増減額(△は増加)	546	△943
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,665	△1,333
その他	10,587	△21,951
小計	76,330	86,905
利息の受取額	101	109
利息の支払額	△9,910	△10,522
助成金の受取額	26,490	6,743
法人税等の支払額	△32,186	△13,551
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,825	69,684
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△7,574	△5,526
敷金保証金の回収による収入	2,234	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	※2 3,470	—
事業譲受による支出	※3 △1,300	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,169	△5,526
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の借入による収入	255,593	—
長期借入金の返済による支出	△297,259	△119,998
リース債務の返済による支出	△3,258	△3,533
財務活動によるキャッシュ・フロー	△44,925	△123,531
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	12,730	△59,373
現金及び現金同等物の期首残高	359,429	484,404
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 372,160	※1 425,030

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7 社

株式会社ヨウコーフォレスト竹の塚
株式会社ヨウコーフォレスト湘南
株式会社ヨウコーフォレスト西台
株式会社ヨウコーフォレスト館山
株式会社ヨウコーほっとフレンド
株式会社ヨウコースタッフ
株式会社ヨウコーフォレスト相模沼田

(2) 連結の範囲の変更

該当事項はありません。

(3) 主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間会計期間の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～47 年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

①デイサービス事業、有料老人ホーム事業及び在宅サービス事業

主に介護保険法に基づく介護サービスを提供しております。介護サービスの提供については、主に顧客に介護サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、介護サービス提供時点で収益を認識しております。

②教育・紹介派遣事業

主に介護関連の講座を提供することや介護人材の派遣を実施しています。介護関連の講座の提供については、主に顧客に提供している講座の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間の経過に基づき収益を認識しております。

また、介護人材の派遣については、主に顧客への派遣人材を提供しサービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該サービス提供時点で収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

(ヘッジ対象)

借入金の利息

③ヘッジ方針

当社の社内規程により定める基本ルールに基づき金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

2～10年間の定額法により償却しております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20－3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正適用指針」という。)第 65－2 項 (2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間 連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022 年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計年度を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計 適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
有形固定資産の減価償却累計額	790,992 千円	815,147 千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
建物及び構築物	121,706 千円	119,441 千円
土地	133,732 千円	133,732 千円
計	255,439 千円	253,174 千円

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
長期借入金 (1 年内返済予定の長期借入金を含む)	141,892 千円	298,457 千円
計	141,892 千円	298,457 千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
役員報酬	20,540千円	20,668千円
給料手当	32,937 "	31,971 "
法定福利費	7,884 "	8,611 "
のれん償却額	12,819 "	17,128 "
租税公課	32,736 "	39,305 "
支払手数料	34,249 "	17,772 "

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	700,000	—	—	700,000
合計	700,000	—	—	700,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
普通株式	700,000	—	—	700,000
合計	700,000	—	—	700,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	372,160千円	425,030千円
現金及び現金同等物	372,160千円	425,030千円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに有限会社トータルケア陽だまりを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに有限会社トータルケア陽だまり株式の取得価額と有限会社トータルケア陽だまり取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

流動資産	20,354 千円
固定資産	225,556 千円
のれん	21,354 千円
流動負債	△6,381 千円
<u>固定負債</u>	<u>△258,883 千円</u>
取得価格	2,000 千円
被取得会社の現金 及び現金同等物	<u>△5,470 千円</u>
差引：陽だまり社	3,470 千円
取得による収入	

当中間連結会計期間に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

該当事項はありません。

※3 事業の譲受により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間に事業の譲受により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

事業の譲受により新たに株式会社ケアネット・トキを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社ケアネット・トキ株式の取得価額と株式会社ケアネット・トキ取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

流動資産	400 千円
固定資産	4,996 千円
負ののれん	△1,996 千円
<u>固定負債</u>	<u>△2,100 千円</u>
取得価格	<u>1,300 千円</u>
差引：ケアネット・トキ社	1,300 千円
事業譲受による支出	

当中間連結会計期間に事業の譲受により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産 主として、デイサービス・有料老人ホーム関連における設備・通信関連資産（工具器具備品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産 主として、デイサービス・有料老人ホーム関連における設備・通信関連資産（工具器具備品）であります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024 年 3 月 31 日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金（1 年内返済予定を含む）	714,713	717,050	2,337
(2) リース債務（1 年内返済予定を含む）	143,773	214,162	70,392
負債計	858,486	931,212	72,729
デリバティブ取引（※2）	△1,521	△1,521	—

（※1）現金及び預金・売掛金・買掛金・未払金については全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる項目については△で示しております。

当中間連結会計期間（2024 年 9 月 30 日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金（1 年内返済予定を含む）	594,715	596,809	2,094
(2) リース債務（1 年内返済予定を含む）	140,239	205,792	65,553
負債計	734,949	802,602	67,652
デリバティブ取引（※2）	△788	△788	—

（※1）現金及び預金・売掛金・買掛金・未払金については全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務となる項目については△で示しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 金利関連	—	1,521	—	1,521
負債計	—	1,521	—	1,521

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 金利関連	—	788	—	788
負債計	—	788	—	788

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	717,050	—	717,050
リース債務 (1年以内に返済予定のものを含む)	—	214,162	—	214,162
負債計	—	931,212	—	931,212

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	594,809	—	596,809
リース債務 (1年以内に返済予定のものを含む)	—	205,792	—	205,792
負債計	—	802,602	—	802,602

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

リース債務(1年以内に返済予定のものを含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等の内1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	141,892	127,324	△1,521

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等の内1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	134,608	120,040	△788

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 株式取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称: 有限会社トータルケア陽だまり

事業の内容: 有料老人ホーム事業および通所・訪問介護事業

②企業結合を行った主な理由

有限会社トータルケア陽だまりから介護付有料老人ホーム1施設ならびにデイサービス1施設を譲受することにより、事業の拡大を図っていくためであります。

③企業結合日

2023年5月31日

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社ヨウコーフォレスト相模沼田

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、有限会社トータルケア陽だまりの議決権 100%を取得したことによるものであります。

(2) 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

自 2023 年 5 月 31 日 至 2023 年 9 月 30 日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価格については、当事者間の守秘義務契約により非公開としておりますが、専門家のデュー・デリジェンス実施を踏まえ、公正妥当な金額にて取得いたしました。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 6,149 千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額 21,354 千円

②発生原因 今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法並びに償却期間 10 年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 20,354 千円

固定資産 225,556 千円

資産合計 245,911 千円

流動負債 6,381 千円

固定負債 258,883 千円

負債合計 265,265 千円

(7) 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当中間連結会計期間における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

2. 取得による企業結合

(1) 事業譲受の概要

①事業譲渡企業の名称及びその事業の内容

事業譲渡企業の名称：株式会社ケアネット・トキ

事業の内容：有料老人ホーム事業および訪問介護サービス事業

②企業結合を行った主な理由

株式会社ケアネット・トキからサービス付き高齢者向け住宅 1 施設ならびに訪問介護サービス 1 施設を譲受することにより、事業の拡大を図っていくためであります。

③企業結合日

2023 年 7 月 1 日

④企業結合の法的形式

事業取得

⑤結合後企業の名称

株式会社ヨウコーフォレスト西台（ヨウコーフォレスト北赤羽）

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、事業を譲受したことによるものであります。

(2) 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

自 2023 年 7 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1 円
取得原価		1 円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 13,636 千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(6) 企業結合が当中間連結会計期間の開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間の中間連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当中間連結会計期間における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち、中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
期首残高	28,011 千円	28,139 千円
時の経過による調整額	128 千円	58 千円
中間期末（期末）残高	28,139 千円	28,197 千円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

重要な賃貸等はありません。

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

重要な賃貸等はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	デイサービス	有料老人ホーム	在宅サービス	教育・紹介派遣	合計
国民健康保険団体連合会	248,810	367,528	129,961	—	746,300
その他	50,620	409,671	34,800	113,906	608,997
顧客との契約から生じる収益	299,431	777,199	164,761	113,906	1,355,299
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	299,431	777,199	164,761	113,906	1,355,299

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	デイサービス	有料老人ホーム	在宅サービス	教育・紹介派遣	合計
国民健康保険団体連合会	295,318	425,665	130,945	—	851,929
その他	61,906	482,914	36,539	102,211	683,572
顧客との契約から生じる収益	357,224	908,580	167,484	102,211	1,535,501
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	357,224	908,580	167,484	102,211	1,535,501

2. 当中間連結会計年度及び翌連結会計年度を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

当中間連結会計年度に認識された収益の額の内、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、18,932 千円であります。契約負債は、主に一定期間にわたり収益を認識する介護サービス契約を締結した顧客との預かり入居一時金について、契約時に顧客から受け取ったものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務は介護事業における介護サービスの提供に関するものであり、残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

（単位：千円）

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
1 年以内	30,718	26,178
1 年超 2 年以内	18,022	17,185
2 年超 3 年以内	13,057	13,692
3 年超 4 年以内	10,607	9,488
4 年超 5 年以内	4,444	4,339
5 年超	2,588	1,256
合 計	79,437	72,140

※残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が 1 年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

※臨時の緊急出勤などサービスの提供料に直接対応する金額で顧客から対価を受け取る契約について注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業本部にサービスごとの事業部を置き、本社で立案された包括的な戦略に従い、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、サービス別セグメントから構成されており、「デイサービス事業」、「有料老人ホーム事業」、「在宅サービス事業」及び「教育・紹介派遣事業」の4つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属するサービスの種類

「デイサービス事業」は、要介護又は要支援認定を受けたご利用者様に施設へ来所していただき、施設内にて食事、入浴、排泄等の介護並びに機能訓練、レクリエーション等のサービスを提供する事業であります。

「有料老人ホーム事業」は、要介護認定等を受けたご入居者様に対し、ケアプランに基づいて、食事、入浴、排泄等の介護並びに機能訓練、医療ケア、レクリエーションなどの生活サービスを提供する事業であります。

「在宅サービス事業」は、ご利用者様が住み慣れたご自宅で快適に生活ができるように支援する事業であり、訪問介護、居宅介護支援（ケアプラン作成）、福祉用具貸与・販売、住宅改修等のサービスを展開しております。

「教育・紹介派遣事業」は、介護サービス業界の人材を養成するため、また当社グループにて優秀な介護人材を確保するため、介護における心得や介護に関する技術を教える講座を提供する事業であり、紹介派遣は、ヨウコーケアカレッジにて介護資格取得した人材を介護業界に供給することを主な目的として、人材紹介及び人材派遣を展開する事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、営業利益ベースでの数値であります。セグメント間の内部収益又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	中間連結財務諸表計上額 (注) 2
	デイサービス	有料老人ホーム	在宅サービス	教育・紹介派遣	計		
売上高							
外部顧客への売上高	299,431	777,199	164,761	113,906	1,355,299	—	1,355,299
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	40,065	40,065	△40,065	—
計	299,431	777,199	164,761	153,971	1,395,364	△40,065	1,355,299
セグメント利益	58,732	47,996	53,019	7,619	167,368	△110,562	56,806
セグメント資産	134,381	1,166,511	103,262	121,449	1,525,604	354,047	1,879,652
その他の項目							
減価償却費	1,983	14,814	257	500	17,555	3,563	21,119
のれん償却額	—	9,910	1,498	1,410	12,819	—	12,819
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,567	288,594	—	—	290,161	3,559	293,720

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△110,562 千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額 354,047 千円は各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に本社土地建物等であります。
- (3) 減価償却費の調整額 3,563 千円は、主に全社資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 3,559 千円は、主に全社資産の増加額であります。

(注) 2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	デイサービス	有料老人 ホーム	在宅サービス	教育・紹介 派遣	計		
売上高							
外部顧客への売上高	357,224	908,580	167,484	102,211	1,535,501	—	1,535,501
セグメント間の内部売 上高又は振替高	—	—	—	42,033	42,033	△42,033	—
計	357,224	908,580	167,484	144,244	1,577,534	△42,033	1,535,501
セグメント利益	82,277	38,119	53,550	10,816	184,763	△115,920	68,842
セグメント資産	131,391	1,150,632	100,762	77,341	1,460,127	425,179	1,885,307
その他の項目							
減価償却費	2,110	15,115	205	494	17,925	5,394	23,320
のれん償却額	—	14,219	1,498	1,410	17,128	—	17,128
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,090	4,435	—	—	5,526	—	5,526

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△115,920 千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額 425,179 千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、主に本社土地建物等であります。
- (3) 減価償却費の調整額 5,394 千円は、主に全社資産の減価償却費であります。

(注) 2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に所在している顧客がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京都国民健康保険団体連合会	569,979	デイサービス、有料老人ホーム、在宅サービス
神奈川県国民健康保険団体連合会	144,993	有料老人ホーム

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外に所在している顧客がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京都国民健康保険団体連合会	598,065	デイサービス、有料老人ホーム、在宅サービス
神奈川県国民健康保険団体連合会	156,382	有料老人ホーム

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	デイサービス	有料老人 ホーム	在宅サービス	教育・紹介 派遣	調整額	合計
当中間期償却額	—	9,910	1,498	1,410	—	12,819
当中間期末残高	—	91,318	7,493	12,226	—	111,038

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	デイサービス	有料老人 ホーム	在宅サービス	教育・紹介 派遣	調整額	合計
当中間期償却額	—	14,219	1,498	1,410	—	17,128
当中間期末残高	—	69,233	4,496	9,404	—	83,134

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日）

前連結会計期間において、株式会社ケアネット・トキの事業を取得し、連結子会社にしたことにより、有料老人ホームに係る負ののれん発生益を 1,996 千円計上しております。

当中間連結会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

1. 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024 年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	842 円 09 銭	913 円 56 銭
（算定上の基礎）		
純資産の部の合計額（千円）	589,460	639,495
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（千円）	589,460	639,495
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 （期末）の普通株式の数（株）	700,000	700,000

2. 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1 株当たり中間純利益	97 円 38 銭	70 円 79 銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純利益（千円）	68,166	49,555
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 （千円）	68,166	49,555
普通株式の期中平均株式数（株）	700,000	700,000

（注）潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月26日

株式会社揚工舎

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 大 佑
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 武 史
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社揚工舎の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社揚工舎及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。